# 学校いじめ防止基本方針



平成28年8月

平川市立平賀東小学校

# I いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の 健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に 重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

#### 1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的 関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心 身の苦痛を感じているものと定義する。 (「いじめ防止対策推進法」より)

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に、この定義の「心身の苦痛を感じているもの」等に関わらず、いじめを訴えた児童の立場に立ち、児童を守るという立場で対応するものとする。

#### <いじめの一般的な熊様>

- ① 言葉での脅しや冷やかし、悪口や嫌なことを言われたり、からかいを受ける。
- ② 集団から無視され、話しかけても相手にしてもらえない。
- ③ 係や選手決めなどで、ふざけ半分に推薦される。
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑥ 金品をたかられたり、使い走りをさせられたりする。
- ⑦ 恥ずかしいこや危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ 持ち物や金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑨ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

筡

# Ⅱ 校内体制(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

1 平常時の対策組織

平常時は、教頭、生徒指導主任、指導部員、養護教諭等からなる、いじめ未然防止のための対策協議会『平常時の対策組織』を設置し、定例協議会を実施するとともに、必要に応じて対策協議会を開催する。

2 発生時の対策組織

全教職員からなる、いじめ発生時対策協議会『発生時の対策組織』を設置し、いじめの兆候を発見したときは、速やかに対策協議会を開催する。

3 重大事態発生時の対策組織

※①別紙参照

※① 別紙(いじめ防止等の対策のための組織)

# Ⅲ いじめ未然防止のための取組

- 1 学級経営の充実を図る。
  - ・「学校生活アンケート」や「教育相談」を生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
  - ・分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる 授業の実践に努める。
- 2 道徳教育及び特別活動の充実を図る。
  - ・道徳の授業及び特別活動を通して、児童の自己肯定感を高める。
  - ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心 を育てる。
- 3 年2回の教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 4 年 5 回の学校生活アンケートの結果を考察(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など)し、『平常時の対策組織』において対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 5 インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策を講じる。
  - ・外部講師を活用しての、情報モラル教育の実施。
- 6 学校相互間の連携協力体制を整備する。
  - ・中学校や保育所と情報交換を実施。
- 7 平常時の対策組織のスムーズな運営に努める。
  - ・学期に 1 回定例協議会を開催し、年間計画による未然防止の取組について確 実な実施に努めるとともに、評価・改善に努める。

# IV いじめ早期発見のための取組(※年間指導計画は別表)

1 保護者や地域、関係機関との連携に努める。

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市民課、健康福祉部、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

- 2 年2回、教育相談を実施する。
- 3 年5回、学校生活アンケートを実施する。
- 4 ノート・日記指導等による児童理解に努める。

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人 ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 職員朝会、職員会議、休み時間等を使っての職員間の情報交換を充実させる。

# V いじめの解決に向けた対応

- 1 いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を 確認する。
- 2 いじめの事実が確認された場合は、速やかに『発生時の対策組織』を開催し、 対応を協議する。
- 3 いじめの事案によっては、市教育委員会及び諸関係機関と連携して対処する。
- 4 いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者 に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的 に行う。
- 5 いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 6 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 7 重大事態として取り扱うべきいじめについては、『重大事態発生時の対策組織』 (市教委の附属機関:人選及び委嘱については市教委が行う)が設置される。

※②別紙参照

※②別紙(いじめに関するフローチャート:いじめ発生時)

#### VI ネット上のいじめへの対応

#### 1 ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン、携帯電話等の情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をSNSやWebサイトの掲示板などに書き込んだりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### 2 ネット上のいじめ未然防止の取組

#### (1) 保護者への啓発

- 児童のパソコンやスマートフォン、携帯電話等の情報端末を第一義的に管理するのは家庭であり、まずはそれらを持たせる必要性について検討すること。その上でフィルタリングだけではなく家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを確実に行うこと。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン 等特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、児童に深刻な影響を 与える可能性があることを認識することが大切であること。
- 家庭では、情報端末を利用したときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付いた場合には躊躇なく問いかけ、心配な場合には即座に学校等へ相談すること。

#### (2) 情報モラルに関する指導の際の留意点

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、いじめ加害者だけでなく、傷 害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、回収できないこと。

# Ⅷ重大事態への対応

- 1 平川市における重大事態の定義
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性疾患を発症した場合 等を想定
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間(年間 30 日を目安) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 重大事態が発生した場合の学校対応
- (1) 速やかに市教委へ報告するとともに、緊急を要する場合は警察等の関係機関へ直ちに連絡する。報告後は市教委の指示を受け、市教委との連携を図りながら、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し迅速に事案の解決に向かう。
- (2) 事案によっては学年及び学校のすべての保護者に説明する必要があること を想定し、当事者の同意を得た上での説明文書の配布や緊急保護者会の開催 にも備えておく。
- (3) マスコミ対応も考えられるため、対応窓口を一本化し予想される質問にも備えておく。

※③別紙参照

※③別紙(いじめに関するフローチャート: 重大事態発生時)

# Ⅷ 各関係機関及び地域等との連携

1 市教委との連携について

学校において、重大ないじめまたは重大か判断に迷うようないじめ、学校だけでは解決が困難ないじめの場合は、速やかに市教委へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言、支援を受けなければならない。

2 出席停止措置について

学校においては、早急ないじめの沈静化に向け、校長の指導監督の下に、学級担任はもとより生徒指導主任、その他のすべての教職員が一体となって、問題行動を起こす児童に対する指導を行う必要がある。しかしながら、指導の効果があがらず、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合、並びに他の児童の心身の安全や学習する権利が著しく損なわれる場合、授業その他の教育活動の正常な実施が妨げられている状況の場合には、市教委及び平川市いじめ防止対策審議会等と連携し、出席停止等の懲戒処分を検討する必要がある。もし校長が必要と判断した場合は、市教委に報告または出席停止についての意見の具申をしなければならない。

#### 3 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、 市教委の指導・助言等の支援を得て、早期に所轄の警察署(生活安全課等)や 少年サポートセンター(弘前警察署生活安全課内)等に相談し、連携して対応 することが必要である。そのためには、学校は地域の警察との連携を図るため、 定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。 なお、児童の生命・身体の安全が脅かされるような緊急の場合は、校長の判 断で直ちに通報するとともに市教委に迅速に第一報を入れなければならない。

4 地域等その他の関係機関との連携について

加害側の児童の置かれた背景に、家庭での愛情不足や家庭環境等の要因が考えられる場合には、民生・児童委員や社会福祉事務所、PTA、町会関係等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。そのためにも日頃より、学校はいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域の理解を得るように努めるとともに、PTAや地域の関係団体等ともいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみで取り組む必要がある。

#### IX 評 価

- 1 取組評価アンケートを実施、PDCAサイクルでの取組を行う。
- 2 学校評価を実施する。

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、 その結果を学校評議員会等に報告する。

#### ※学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア. いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ. いじめの再発を防止するための取組に関すること。

#### ※④別紙参照

※④別紙(年間計画)

# X 関係法令

関係法令

- 1 教育基本法
  - ①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を 与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位 又は門地によって、教育上差別されない。

- ②学校教育
  - 第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
- ③家庭教育
  - 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 学校教育法
  - ①第4章 小学校
    - 第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行 う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童がある ときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
      - 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
      - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
      - 三 施設または設備を損壊する行為
      - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 3 いじめ防止対策推進法
  - ①第1章 総則
    - 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

別紙

# 組織図 フロチャート いじめ防止対策年間計画

# いじめに関する対応の組織

① いじめ問題解決をすすめる諸関係機関等の連携強化を図る組織

市教委

#### 平川市いじめ問題対策連絡協議会 (第14条第1項)

- ○校長会 ○市教委 ○健康福祉部 ○児童相談所
- 〇民生委員 · 児童委員 〇人権擁護委員 〇市連合PTA
- ○市教委が必要と認める者→人選及び委嘱については市教委が行う
- ② いじめ問題解決に取り組むための実行的な組織

〇教頭

い 未然防止

平常時の対策組織【学校】(第22条)

ا ا

め

0

状

況

〇生徒指導主任

〇指導部員 〇養護教諭

いじめ発生時

#### 発生時の対策組織【学校】(第23条第2項)

○全教職員

※ケースに応じて、諸関係機関(校長が委嘱)が加わる。

市教委

重大事態 発生時 重大事態発生時の対策組織【市教委・附属機関・学校】 (第28条第1項)

市教委

⇒ 学校

〇警察

※校長が人選及び委嘱する

〇保護者

〇地域

〇関係機関

平川市いじめ防止対策審議会 【市教委の附属機関: 市教 委が委嘱】(第14条第3項)

構成メンパー: 〇法律 〇医療 〇教育 〇心理 〇福祉

等の専門的な知識及び経験を有する分野から選出

→人選及び委嘱については市教委が行う

#### 平川市における重大事態の定義 (第28条第1項、第28条第2項)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性疾患を発症した場合 等を想定
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間 (年間30日を目 安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

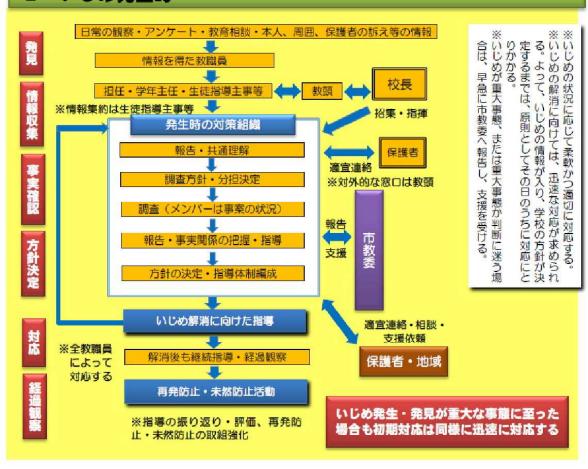
平川市長

# いじめ対応フローチャート

### 1 平常時



## 2 いじめ発生時



#### 3 重大事態に至るいじめ発生時

#### 重大事態が発生した(疑いの場合も含む)場合の学校対応

- ●速やかに市教委へ報告するとともに、緊急を要する場合は警察等の関係機関へ直ちに連絡する。 報告後は市教委の指示を受け、市教委との連携を取りながら、管理職が中心となり学校全体で組 織的に対応し迅速に事案の解決に向かう。
- ●事案によっては学年及び学校のすべての保護者に説明する必要があることを想定し、当事者の同意を得た上での説明文書の配布や緊急保護者会の開催にも備えておく。
- ●マスコミ対応も考えられるため、対応窓口を一本化し予想される質問にも備えておく。

#### 1 重大事態の発生・発見

2 警察等の関係機関へ連絡

3 いじめ発生時の初期対応開始

4 市教委への報告

市教委が調査主体を判断

- ●生命等にかかわることなど緊急を要する場合は速 やかに連絡をする。
- ●市教委からの指示以外の対応として、事情聴取等、 いじめ発生時の初期対応を速やかに開始する。
- ●早急に市教委へ一次報告をし、今後の対応について の指導助言を受ける。

●教育活動に支障が生じると判断した 場合や、学校を調査主体にすること で効果が得られないと判断される場 合等は市教委を調査主体とする。

#### 重大事態発生時の対策組織の設置 [学校が調査主体]

市教委の指示のもと、学校(全教職員)が 主体となって調査・対応に臨む(必要に応 じて平川市いじめ防止対策審議会も含む)。

- ①専門的知識及び経験を有する、人間関係・利害関係をもたない第三者が参加
- ②事実関係を明確にするための調査実施
- ③被害児童生徒及び保護者に対して適切な 情報提供
- ④収束まで市教委の指導助言のもと全教職 量で対応

【対応について】

校長→調査・対応等における教職員等への 指示

市教委→学校への指導助言(調査・対応等 における意思決定)、市長への報 告、重大事態発生時の対策組織設 置・運営、平川市いじめ防止対策 審議会の招集、当該家庭への支援

教頭等→対外的な窓口、情報の収集 生徒指導主任・主事→教職員の動向の調整 各職員→児童生徒への対応(調査・指導等)

#### 重大事態発生時の対策組織の設置 [市教委が調査主体]

市教委の招集した平川市いじめ防止対策審議会が主体となって調査・対応に臨む。

- ① 専門的知識及び経験を有する、人間関係・利害関係をもたない第三者が参加
- ② 事実関係を明確にするための調査実施
- ③ 被害児童生徒及び保護者に対して適切 な情報提供
- ④ 収束まで市教委、平川市いじめ防止対策審議会、当該校全教職員で対応 【対応について】

教育長→調査・対応等における意思決定 市教委→重大事態発生時の対策組織設置・ 運営、平川市いじめ防止対策審議 会の招集、学校への指導助言、市 長への報告、当該家庭への支援

指導課長→対外的な窓口、情報の収集 校長→主体の判断を受けての指示

教頭一教職員の動向の調整

生徒指導主任・主事→校長・教頭の補佐 各職員→児童生徒への対応(調査・指導等)

# いじめ防止対策年間計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	いじめ防止基本方針等の確認 ・いじめ防止対策協議会(指導部) いじめ防止対策の共通理解 ・職員会議 児童に対する情報交換 ・職員会議	学級ルールづくり ・学級活動	いじめ対策についての説明・啓発 ・参観日
5月	児童に対する情報交換 ・職員会議	行事を通した人間関係づくり ・運動会 児童からの情報収集 ・学校生活アンケート	保護者との情報交換 ・家庭訪問
6月	児童に対する情報交換 ・職員会議	行事を通した人間関係づくり ・宿泊体験学習 ・社会見学 児童からの情報収集 ・教育相談週間	
7月	児童に対する情報交換 ・職員会議 いじめ防止の指導の在り方 ・校内研修	児童からの情報収集 ・学校生活アンケート 情報モラル教育 ・道徳 他校との情報交換 ・児童会サミット	保護者との情報交換 ・参観日 ・夏休み個人面談
8月	児童に対する情報交換 ・職員会議 教育相談スキルアップ ・校外研修参加	他校種との情報交換 ・幼保小連絡協議会	
9月	児童に対する情報交換 ・職員会議 いじめ防止対策協議会① ・評価、2学期計画	児童からの情報収集 ・学校生活アンケート 行事を通した人間関係づくり ・修学旅行	
10月	児童に対する情報交換 ・職員会議	行事を通した人間関係づくり ・学習発表会 小中連携 ・学校間連携学習指導研究会	
11月	児童に対する情報交換 ・職員会議 いじめ防止対策協議会② ・評価、3学期計画	児童からの情報収集 ・学校生活アンケート 児童からの情報収集 ・教育相談週間 人権授業 ・道徳	
12月	児童に対する情報交換 ・職員会議		保護者との情報交換 ・参観日
1月	児童に対する情報交換 ・職員会議		
2月	児童に対する情報交換 ・職員会議	児童からの情報収集 ・学校生活アンケート	
3月	児童に対する情報交換 ・職員会議 記録の整理、引き継ぎ情報の作成 ・個人 いじめ防止対策協議会③ ・取組の評価 ・基本方針等の見直し、改善	行事を通した人間関係づくり ・卒業式	保護者との情報交換 ・参観日